

# 水先法施行令等の一部改正について

## 1. 改正の背景・目的

第164回国会において、海上物流の基盤強化を図るため、港湾における物流拠点施設の整備、水先制度の充実・強化、海運の効率化に資する高度船舶技術の実用化支援等の措置を講ずるため、水先法の一部改正を含む「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第38号。以下「改正法」という。）が成立し、平成18年5月17日に公布されたところです。

このうち、水先法の一部改正については、水先人の養成・確保、船舶交通の安全確保及び水先業務運営の効率化・適確化等を図る観点から交通政策審議会において水先制度の見直しについて平成17年11月24日に答申が行われたことを受け、等級別免許制度の導入、水先人免許の更新制度の見直し、料金規制の緩和等所要の改正を行ったところです。

今般の政令改正は、これらの経緯を踏まえ、改正法に基づく水先法（以下「新水先法」という。）に基づき政令委任された事項を定めるとともに、三大湾における水先区の統合等について所要の規定を設けることとします。

## 2. 概要

政令案は、以下の内容を定める予定です。

### ①二級水先人及び三級水先人の業務範囲

新水先法第4条第3項において、各等級別の水先人が水先業務を行うことのできる船舶を規定しており、同項においては二級水先人及び三級水先人が水先業務を行うことのできる船舶を政令で定めることとしておりますが、政令案において、同項の積載物の種類その他の船舶の航行の安全に関する事項を考慮して政令で定める船舶を危険物積載船としたうえで、二級水先人が水先業務を行うことのできる船舶の総トン数を5万トンまで（危険物積載船にあっては2万トンまで）とし、三級水先人が水先業務を行うことのできる船舶の総トン数を2万トンまで（危険物積載船については水先業務を行うことができない）とすることとします。

### ②登録水先人養成施設等の登録の有効期間

新水先法第16条第1項及び第31条第1項においては、登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習の登録の有効期間を3年を下らない政令で定める期間としておりますが、これらの規定に基づき、当該政令で定める期間をそれぞれ3年とすることとします。

### ③三大湾における水先区の統合

水先制度の見直しに関する交通政策審議会の答申を受け、三大湾（東京湾・伊勢湾・大阪湾）における水先人の乗継ぎを解消し、水先業務運営の効率化及び船舶交通の安全確保を図るため、三大湾のベイ水先区とハーバー水先区を統合し、統合後の水先区の区域について定めるとともに、現行の水先区に係る免許を有する水先人に係る所要の経過措置を設けることとします。

### ④その他の政令改正

新水先法第50条第1項（新水先法第58条において準用する場合を含む。）においては、水先人会及び日本水先人会連合会は政令で定めるところにより登記しなければならないこととされておりますが、この登記手続について、組合等登記令（昭和39年政令第29号）を改正して水先人会及び日本水先人会連合会を新たに同令に基づく登記手続の対象とすることとします。

また、水先人会及び日本水先人会連合会について、行政手続法施行令（平成6年政令第265号）第1条の申請に対する処分及び不利益処分に関する規定の適用が除外される法人として追加することとします。

## 3. 今後の予定

公 布 予 定： 平成18年9月  
施 行： 平成19年4月 1日